第１号様式(第４条第２項関係)

地籍調査成果証明交付申請書

　　年　　月　　日

　相模原市長　宛て

申請者　住所

氏名

電話　　　　　（　　　　）

　次のとおり、国土調査法に基づく地籍調査の成果証明について、関係書類を添えて申請します。

１　証明を必要とする土地の所在(地番)

|  |
| --- |
| ①相模原市　　　区 |
| ②相模原市　　　区 |

２　証明を必要とする成果

|  |
| --- |
| □面積計算簿  □地籍図根点成果簿  □筆界点番号図  □地籍図根点網図  □一筆地座標面積計算書(城山地区) |

３　添付書類

案内図(１部)

以　上

※裏面の注意事項を必ずお読みください。

〔証明交付処理欄〕

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 納入通知書 | | | | 件数 | | 部数 | | 手数料 | | 交付月日 |
| □年度（　　　　　　　）  □番号（　　　　　　　） | | | | 件 | | 部 | | 円 | | 月　　日 |
| 決裁 |  |  |  | |  | | 合議 | 公印使用承認 | | |
|  |  |  | |  | |  |  | ・　　・ | |

第１号様式(第４条第２項関係)裏面

注　　意　　事　　項

１　登記所へ送付する前の成果については、証明書の交付はできません(閲覧・複写のみです。)。

２　案内図は１/１５００程度とし、申請箇所は朱線にて明示してください。

３　成果は地籍調査実施時のものですので、現在とは異なる場合があります。

４　「地籍調査成果証明書」は、申請日より１週間(閉庁日を除く。)以内に交付します。

交付にあたっては、市担当者より御連絡いたしますので、申請した窓口までお越しください。また、ご来庁の際には、運転免許証等の身分を証明するものをご持参ください。

５　手数料は次の条例に基づき徴収します。

（１）相模原市手数料条例第１条及び第２条第９号

証明１件につき３００円

（２）相模原市手数料条例施行規則第２条第２項第１号ウ

土地又は建物に係る証明については、２筆又は２棟以内及び会計年度ごとに１件とする。